第百四十四条の四十七第一項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第三項中「第七項」を「第八項」に、「除く。次項及び第五項において同じ」に、」を加算した金額」を「次項において「累積税額」という。」を加算した金額。次項において「加算後累積税額」という。」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　第二項の規定に該当する場合において、加算後累積税額（当該加算後累積税額の計算の基礎となつた事実のうちに同項各号に規定する申告、決定又は更正前の税額（還付金の額に相当する税額を含む。）の計算の基礎とされていなかつたことについて当該特別徴収義務者又は納税者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）が三百万円を超えるときは、同項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、加算後累積税額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。

一　五十万円以下の部分に相当する金額　百分の十五の割合

二　五十万円を超え三百万円以下の部分に相当する金額　百分の二十の割合

三　三百万円を超える部分に相当する金額　百分の三十の割合

第百四十四条の四十七第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「同項」の下に「から第四項まで」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する不申告加算金額は、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第二項に規定する納入し、又は納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一　申告書の提出期限後のその提出（当該申告書に係る軽油引取税について道府県知事の調査による決定があるべきことを予知してされたものに限る。次号において同じ。）又は第百四十四条の四十四第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、軽油引取税について、不申告加算金（次項の規定の適用があるものを除く。同号において同じ。）又は重加算金（次条第三項第一号において「不申告加算金等」という。）を徴収されたことがある場合

二　申告書の提出期限後のその提出又は第百四十四条の四十四第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る軽油引取税の特別徴収義務又は納税義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に特別徴収義務又は納税義務が成立した軽油引取税について、不申告加算金若しくは重加算金（次条第二項の規定の適用があるものに限る。）（以下この号及び次条第三項第二号において「特定不申告加算金等」という。）を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

第百四十四条の四十八第三項中「これらの規定に規定する課税標準量の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき申告書の提出期限後のその提出又は第百四十四条の四十四第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、軽油引取税について、不申告加算金等を徴収されたことがある」を「次の各号のいずれか（第一項の規定に該当する場合にあつては、第一号）に該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前二項に規定する課税標準量の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき申告書の提出期限後のその提出又は第百四十四条の四十四第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、軽油引取税について、不申告加算金等を徴収されたことがある場合

二　申告書の提出期限後のその提出又は第百四十四条の四十四第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る軽油引取税の特別徴収義務又は納税義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に特別徴収義務又は納税義務が成立した軽油引取税について、特定不申告加算金等を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

第百四十四条の四十八第四項中「前条第五項」を「前条第六項」に改める。

第百四十四条の五十二第一項中「道府県」を「若しくは道府県」に、「又はその」を「その」に、「をした」を「をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をした」に改め、同条第三項中「者は」を「ときは、その相手方としてその違反行為をした者は」に改め、同条第四項中「においては」を「には」に改める。

第百四十四条の五十三第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「によつて」を「により」に、「した者」を「したとき。」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に、「同条」を「帳簿書類（同条」に、「の検査」を「をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査」に、「若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者」を「又は忌避したとき。」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第百四十四条の五十一第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

第百四十四条の五十三第二項中「においては」を「には」に改める。

第百四十八条に次の一項を加える。

3　道府県は、オーストラリア軍隊（日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定第一条(c)に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊をいう。）が所有する自動車のうち公用に供するものに対しては、自動車税を課することができない。

第百四十九条第一項第四号イ(2)中「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同号ハ中「二・五トン」を「三・五トン」に改め、同号ニ中「二・五トン」を「三・五トン」に、「トラック」を「バス」に改め、同号ニ(1)(i)中「二分の一」を「四分の三」に改め、同号ニ(1)(ii)中「四分の一」を「二分の一」に改め、同号ニ(2)を次のように改める。

(2)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

第百四十九条第一項第四号ホ中「二・五トンを超え」及び「バス又は」を削り、同号ホ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上」を「基準エネルギー消費効率であつて令和四年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第百五十七条において「令和四年度基準エネルギー消費効率」という。）以上（車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上）」に改め、同号ヘを削り、同号ト(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の百五」に改め、同号トを同号ヘとし、同項第五号イ(2)及び第六号イ(2)中「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同号ハ中「二・五トンを超え」及び「又はトラック」を削り、同号ハ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五」に改め、同号ニ中「二・五トンを超え」を削り、同号ニ(2)中「以上」を「に百分の百十を乗じて得た数値以上」に改め、同号ヘ(1)(i)中「第百五十七条第一項第三号ホ(1)(i)及び第二項第三号ニ(1)(i)」を「第百五十七条第一項第三号ト(1)(i)及び第二項第三号ホ(1)(i)」に改め、同号ヘ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第三項及び第百五十七条において「平成二十七年度基準